

事務連絡
令和2年12月9日

各県立学校長 様

高等学校課長
特別支援教育課長
保健体育課長

新型コロナウイルス感染症対応のステージ変更に係る出席停止基準について（周知依頼）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

本日、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「特別警戒（赤）」に引き上げられました。

子供の感染事例の多くは家庭内での感染であるといわれおり、感染拡大防止のためには同居の家族の健康状態によっては児童生徒の登校を控えることも重要です。

つきましては、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「特別警戒（赤）」及び「非常事態（紫）」の場合には、「同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者」について、出席停止の対応を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、この対応については家庭の協力が必要ですので、保護者の理解と協力を得られるよう、家庭への連絡も併せてお願いいたします。

記

※高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「特別警戒（赤）」及び「非常事態（紫）」の場合

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	<u>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</u>	<ul style="list-style-type: none">・感染が判明した者・感染者の濃厚接触者に特定された者・発熱等の風邪症状がみられる者 <u>（レベル2や3の地域において）</u>・<u>同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者</u>
------------------------------	-------------------------------	--

(参考)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」（令和2年12月3日付け事務連絡）

【担当】

高等学校課 山中、岩河 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)
保健体育課 北村、廣田、池知 (TEL:088-821-4928)

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和2年12月9日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)	
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上	
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上	
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 					
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大	
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施	
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施		
	会食	(共通事項に留意)		可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討		開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3					
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討		休館	
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断					

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：105人以上)、②最大確保病床の占有率、③直近7日間の新規感染者数、④直近1週間と先週1週間の新規感染者数の比較、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：10%以上) の6つの指標をもとにして、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。